

医療安全対策の指針

当院では、安全で質の高い医療を提供するため、全職員が医療の質の向上に取り組み、患者様が安心して医療を受けることができる環境を整えるため「医療安全対策の指針」を定めます。

1. 安全対策に関する基本指針

「患者様の安全確保と医療事故を未然に防止する」という理念のもと、安全管理体制の整備を継続的に行います

2. 医療安全対策委員会の設置と、継続的な活動の実施

院長、看護部、視能訓練士、事務により構成する医療安全対策委員会を設置し、月に一度開催します。当委員会は、危険な事象等を総合的に検討、分析し、医療安全対策の立案、啓発・教育等を行います。

3. インシデントレポートの運営（事故やヒヤリハットの報告制度）

医療現場での事故や、事故には至らなかったが「ヒヤリ」・「ハッ」した事象について、それに直面した担当者が「インシデントレポート」を作成、報告し、医療安全対策委員会で起こった状況や原因を分析し、対策をとり、再発を防止します。

4. 職員を対象とした医療安全対策研修の実施

職員の医療安全知識と、意識向上を目的に、医療安全対策研修を年2回実施する。

5. 医療安全対策マニュアルの整備

医療安全対策委員会は、「医療安全対策マニュアル」を編集・制作し、各部署に配備します。また、必要に応じ、随時、改訂を行い、職員への教育・訓練に反映します

6. 医療事故発生時の対応

医療事故発生時、迅速適切な処置を行い、情報の情報・整理とともに、本人、ご家族への速やかな連絡と説明を行います。

7. 患者さんとの情報共有の推進

医療安全は、職員だけで成し遂げられるものではなく、患者様の協力があつて、はじめて成し遂げられるものです。当院は患者さんとの情報共有に努めます。

8. 安全管理の徹底

安全管理を組織全体で徹底するため、この指針をはじめ、医療安全対策マニュアルを、状況に合わせて改訂し、職員への周知・徹底を図ります。

